



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 212 平成20年度荷物及び冊子運送業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
 - 213 平成20年度特定信書便物運送業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 公告
 - 入札公告 (総務学事課)
 - " (")
 - " (")

告 示

和歌山県告示第212号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度荷物及び冊子運送業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成20年度荷物及び冊子運送業務
 - (2) 契約期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格者の資格
この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月26日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
 - (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 平成20年2月26日(火)現在において引き続き5年以上運送業を営んでいる者で、全国に荷物を運送することができるものと認められるものであること。

- (7) 一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による国土交通大臣の許可を受けた者であること。
 - 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
 - (エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 2の(7)に掲げる資格を有することを証する書面の写し
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (2) (1)のア、イ、オ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月7日(金)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月27日(水)から平成20年3月7日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月12日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第213号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度特定信書便物運送業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度特定信書便物運送業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札参加資格者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月26日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 和歌山県全域に特定信書便物を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けた者であること。

(7) 信書便法第33条の規定により準用する信書便法第17条第1項の規定により総務省の認可を受けた信書便約款を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

(エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)

ク 誓約書

ケ 2の(6)及び(7)に掲げる資格を有することを証する書面の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、オ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月7日(金)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月27日(水)から平成20年3月7日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

- 5 資格審査申請書類の配布及び受付場所
和歌山県総務部総務管理局総務学事課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2092(直通)
ファクシミリ番号 073-431-0232
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月12日(水)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
(2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
(4) 説明については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度荷物運送業務について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 入札に付する事項
(1) 事業年度及び役務番号
平成20年度総学第2号
(2) 調達役務の名称
平成20年度荷物運送業務
(3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
(4) 調達役務の場所
和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所
(5) 契約期間
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成20年和歌山県告示第212号に規定する平成20年度荷物及び冊子運送業務の入札参加資格を有すること。
(2) 荷物運送業務に係る運送約款について、貨物運送事業法(平成元年法律第83号)第10条第1項に規定する認可を受けている者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務学事課
(2) 期間
平成20年2月26日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書を交付する場所及び期間等
(1) 場所
3の(1)に同じ。
(2) 期間
3の(2)に同じ。
(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
(1) 場所
3の(1)に同じ。
(2) 期間
3の(2)に同じ。
(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 6 入札執行の場所及び日時等
(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館3階防災対策室C
イ 入札日時
平成20年3月21日(金)午後1時30分から
ウ 開札場所
アに同じ。
エ 開札日時
イに同じ。
(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書及び2の(2)に規定する認可を受けている者であることを証する書面の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌

山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

- (2) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度冊子運送業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号
平成20年度総学第3号
- (2) 調達役務の名称
平成20年度冊子運送業務
- (3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
- (4) 調達役務の場所
和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所
- (5) 契約期間
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年和歌山県告示第212号に規定する平成20年度

- 荷物及び冊子運送業務の入札参加資格を有すること。
- (2) 冊子運送業務に係る運送約款について、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条第1項に規定する認可を受けている者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務学事課
- (2) 期間
平成20年2月26日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(金)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(金)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館3階防災対策室C
- イ 入札日時
平成20年3月21日(金)午後3時00分から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書及び2の(2)に規定する認可を受けている者であることを証する書面の写しを持参することとする。

- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を

決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

(2) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度特定信書便物運送業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度総学第4号

(2) 調達役務の名称

平成20年度特定信書便物運送業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所

(5) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第213号に規定する平成20年度特定信書便物運送業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

(2) 期間

平成20年2月26日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(金)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月7日(金)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階防災対策室C

イ 入札日時

平成20年3月21日(金)午後4時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

- (2) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。